

しまった! 困った! と思ったら、

すぐにお近くの相談窓口へ!!

あなたを守る相談先

● 和歌山県消費生活センター紀南支所

TEL 0739-24-0999

月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 9:00～17:00

● すさみ町役場 総務課

TEL 0739-55-4802(総務課直通)

月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 8:30～17:15

その他、お問い合わせ先一覧

振り込め詐欺、 悪質商法取締りなど

■ 和歌山県警察本部 警察相談課

TEL #9110(ブッシュ回線のみ)

073-432-0110

■ 串本警察署

TEL 0735-62-0110

多重債務相談など

■ 近畿財務局

TEL 06-6949-6523

06-6949-6875

近畿財務局和歌山財務事務所

TEL 073-422-6141

月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)
9:00～17:00

法的トラブルに関する法制度・窓口紹介、 経済的にお困りな方への無料法律相談

■ 法テラス和歌山

TEL 0503383-5457

月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)
9:00～17:00

未公開株・社債等の取引など

■ 近畿財務局きんざい金融ホットライン

TEL 06-6949-6259

FAX 06-6949-6790

月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)
9:00～16:00

安全・安心な社会を目指して...消費者庁の主な仕事

- 消費者事故情報を集約し原因を究明します。
- 分析結果を基に消費者被害の拡散を防ぎます。
- どの省庁も対応しない「すき間事案」に対応します。

- 消費者を守る法律を厳正に執行します。
- 全国の相談窓口を支援します。

気をつけて!!

増えてます!!

こんなトラブル

すぐに〇〇万円
振り込んでください

すぐに修理か
交換が必要です!!

特別無料
期間中です!!

この資格を取れば
〇〇万円の収入に
つながります



騙されない、被害にあわないために

すさみ町

振り込め詐欺はあなたのすぐそばで起こっています

「振り込め詐欺」の手口は様々ですが、大きく4つのタイプがあります。

タイプ 1 オレオレ詐欺

「おれだよ、おれ」と身内のふりをしたり、「警察のものです」と架空の肩書きをかたって電話をかけ、事故や緊急事態等をよそおい、指定の口座にお金を振り込ませるという手口の詐欺です。

【例】

- 交通事故をよそおい…
「交通事故で相手を怪我させちゃって。すぐ治療費が必要なんだ!」

被害にあわないために

- 身内の名前をこちらから言わず、名乗らせましょう。
- 本人やほかの身内に電話して事実を確認しましょう。
- 警察や役場等に相談しましょう。



すぐに〇〇万円
振り込んでください

タイプ 2 架空請求詐欺

身に覚えのない電話代や有料インターネットサービスの利用料金を請求する詐欺です。

【例】

- 裁判所や総務省、NHK等から…
「代金を支払わないと訴訟の手続きを行う」
「財産の差し押さえを行う」

被害にあわないために

- 身に覚えのない請求については、ご注意ください。たとえば、発送元が裁判所の場合でも、住所や電話番号を電話番号案内などで確認したうえで直接問い合わせるようにします。
- 恐怖心をあおられても、連絡・問い合わせを直接行うことは厳禁!電話番号等の個人情報を教えたことによって悪用された例もあります。



タイプ 3 融資保証金詐欺

実際に融資しないにも関わらず勧誘を行い、指定する口座にお金を振り込ませる詐欺です。

【例】

- 融資を申し込んだ客に…
「あなたは多重債務者として登録されているため、融資することができません。ただし、保証協会費を納めれば登録解除ができます」

被害にあわないために

- 正規の貸金業者が、融資の前提として現金を振り込ませることはあり得ません!
- 実在する貸金業者の商号やロゴマークを巧みによそおっている場合があります。必ず電話番号を調べて確認しましょう。
- 犯人の送金指示の手口が巧妙化しています。郵便小包や宅配での送金などを指示された場合は注意が必要です。



タイプ 4 還付金等詐欺

自治体職員等をよそおい、還付金の給付受給を促し、言葉巧みにATMを操作させ、振り込みを行わせる詐欺です。

【例】

- 税務署の職員をよそおい…
「税金の還付があります。今日中に手続きをしないと還付金が受け取れません。ATMで受け取りが可能なので手順に従ってください」

被害にあわないために

- 電話の相手がかたった公的機関に電話をして確かめたり、家族や警察に相談しましょう。
- ATMの操作を求められたら、間違いなく詐欺です!
すぐ警察に!!



気をつけて!!

主にお年寄りを狙った

悪質商法と契約トラブル

トラブル 1 催眠(SF)商法

高齢者を空き店舗などに集め、案内や商品説明会を行い、試供品や無料品を配布しながら、高額な品物を売りつける悪質商法です。

- 会場の雰囲気や業者の言葉に惑わされず、「タダより高いものはない」の気持ちで!!



トラブル 2 無料商法

「無料で提供」「サービス期間」などをうたい文句に勧誘し、高額商品やサービスを売りつけます。

- 「ただ同然」と思っても、不必要的品物・サービスはキッパリ断る!!

- 「無料」と案内されても、もう一度よく確かめて!!



トラブル 3 点検商法

住宅や水道の点検を行い、「補修や取替えが必要」などと高齢者の不安をあおり、商品販売・工事契約を行わせる悪質商法です。

- 改めて、信用できる知人・業者に相談しましょう!!
- 不安を強調されてもあせらず冷静に!!



トラブル 4 次々販売

一人の高齢者に対して、次々と高額な商品・取引を契約させるトラブルです。

- 不必要的品物・サービスはキッパリ断る!!
- 高額なクレジットを組ませて、売りつけるようなケースは特に注意!!



トラブル 5 資格商法・電話勧誘販売

実際には価値の無い資格の取得を勧めたり、資格取得後の収入を保証するかのような誘い文句で勧誘するトラブルです。また、断りきれないほどしつこい電話勧誘も行われたりします。

- 資格を取得する意思の無いことをハッキリ!!
- 電話の内容に興味が無いこともハッキリ!!



気をつけて!!

主婦の方、若者の皆さん

を狙った消費者トラブル

トラブル 1

キャッチセールス

街中で、「アンケートにご協力を」などと誘い、喫茶店等に連れ込み、高額な商品の購入契約をさせられる事例が後を絶ちません。

- アンケートや勧誘等に気軽にについていってはいけません!!
- しつこい勧誘には無視するのが一番です。



トラブル 3

資格商法

実際には価値の無い資格の取得を勧めたり、資格取得後の収入を保証するかのような説く文句で勧誘するトラブルです。また、断りきれないほどしつこい電話勧誘も行われたりします。

- 資格を取得する意思の無いことをハッキリ!!
- 電話の内容に興味が無いこともハッキリ!!



トラブル 2

アポイントメントセールス

「当選しました」「権利があります」と説く出し、物品などを売りつける悪質商法です。

- 話の内容をしっかり確認しましょう!!
- 気軽に連絡に応じないようにしましょう!!



トラブル 5

マルチ商法

「組織の会員になって、友人や知人を説く、リベートや高額利益を得ましょう」などの説くを受け、人間関係が崩壊したり、売れない商品が手元に残ってしまうという問題のある商法です。

- 販売活動自体が違法の場合があります!!
- 「高額のリベート」は簡単に手に入りません!!



トラブル 6

デート商法

出会いや会合をきっかけに、デートをした後、高額商品を購入させられるケースが特徴です。

- 巧みに感情に訴えてきたりするのも特徴です。
- 落ち着いて相手や購入依頼に対処しましょう!!



トラブル 7

内職・モニター商法

内職に必要な道具代・材料費を払わせたり、モニター料を支払うと言って勧誘する商法です。

- 本当に仕事を得るのに必要な経費かどうかを確認しましょう!!
- 求人内容の確認も忘れずに!!



トラブル 8

展示会商法

「食事がタダです」「有名な●●がゲストとして来ます」などとイベント・展示会などに説く、高額商品の契約をさせられるケースが増えています。

- 必要な無い物はキッパリ断る!!
- どのようなイベント・展示会なのかをしっかり確認しましょう!!



消費者トラブルを防ぐ6か条

- ① うまい話、もうけ話は、この世にありません！
おいしい話につられないで！
- ② ドアを開ける前に、訪問の目的をききましょう！
もし訪問者が制服を着ていても安心しないでください。会社名や販売員証を明示させましょう。
- ③ キッパリとNO(ノー)と言いましょう！
いらないときは、きっぱりと断りましょう。口約束でも契約は成立します。
- ④ 迷つたら相談を。一人で抱え込まない！
取引きにあたって不安に思うことは、どんなことでも周囲の人や専門機関に相談しましょう。
- ⑤ 署名や押印(契約)は急がずに！
契約を急がせる業者には要注意。契約書・申込書などは内容をよく読んで、疑問があつたり内容がわからない場合は、必ず周囲の人や消費者センターなどに相談しましょう。
- ⑥ クーリングオフ制度を活用しましょう！
すでに締結した契約やクレジット契約でもクーリングオフ制度で解除することができます。

クーリングオフ制度は訪問販売など不意打ち的な勧誘でしてしまった契約をなかったことにできる制度です。契約書を受け取った日から8日間以内(いわゆるマルチ商法や内職商法は20日間)に書面で通知をしてください。

方法

- ① 必ずハガキなどの書面で行います。
- ② 契約日、販売会社名、担当者名、商品名、価格(契約額)を書いて、「この契約を解除することを明記します。」
- ③ 書いたハガキの両面はコピーし、保管します。
- ④ 特定記録や簡易書留など「出した日」がわかる方法で出し、発行された配達記録郵便物受取証を保管します。
※より確実な方法として内容証明郵便もあります。

郵便はがき □□□-□□□□	50円	返金してはすぐに支払っている金額へ円)を
代表者 ○○ ○○ ○○様	株式会社 ○○市○○区 ○○○○町	(契約者)住所 氏名
申し出日 契約解除通知		

オモテ ウラ



地域の皆さん之力で 高齢者を悪質業者から守りましょう!!

悪質業者は高齢者を狙い、次々に新たな手口で迫ります

- 「住宅リフォーム」「健康食品」「浄水器」などの訪問販売で被害が相次いでいます!!
- 家族の方々・近所の方々が日頃から話し相手になって、高齢者の「ふとした変化」に気づいてください!!
- 地域の方々の見守りが、高齢者の暮らしの安全を守ります!!
- 高齢者の公的機関への相談事には付き添ってあげて、安心感を持たせてあげましょう!!
- 「普段のお付き合い」から、まわりの方々が問題意識を持って高齢者に接しましょう!!
- まわりの方々でも不安や判断に困ることがあれば、民生委員やヘルパーにご相談を!!

認知症の症状が見られる場合には

認知症の症状が見られる場合には今後の消費者被害を防ぐために、次のような制度の活用を考えましょう。

日常生活自立支援事業

判断能力が十分でない方に、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などの援助を行うことにより、在宅で自立して地域生活を営めるように支援する制度です。地域の社会福祉協議会にご相談ください。

■すさみ町社会福祉協議会 / TEL 0739-55-4104 (代表)

成年後見制度

判断能力が不十分な方の、財産管理や見上監護に関する契約などの法律行為の援助を行う制度です。家庭裁判所へ申し立てることにより、後見人などを選任する「法定後見制度」と、判断能力が衰えたときに備えて、あらかじめ任意後見人を決め公正証書による契約を行う「任意後見制度」があります。

■地方裁判所田辺支部 / TEL 0739-22-2801

ヤミ金融があなたを狙っています!

手口その① 次々融資

消費者金融への返済に行き詰っているあなたのところへ救いの手?「お金にお困りですか? すぐにお貸しできますよ…」これは次々融資といって「多重債務の地獄」への入り口です。あなたの個人情報が業界に流れ、カモにされようとしているのです。すぐに相談を!!



手口その② 押し貸し

消費者金融の連絡先に電話し、審査を頼んだけなのに口座にお金が振り込まれてしまう手口です。安易に個人情報は伝えないことが大切です。また、審査だけでは契約は成立しません。すぐに相談を!!



手口その③ 年金担保融資

年金や生活保護、児童手当等を担保に融資ができるのは、公的年金等担保融資機関だけです。これらの機関以外からはお金を借りない、手帳・通帳・印鑑を渡さない!!



手口その④ リース融資

車や家具などの売買やリースをよそおって好条件をアピールして高金利をむさぼる手口です。「乗ったままで融資OK」などの甘い言葉に惑わされないで!!



よく考えて、計画的な利用を!

少しだけ

すぐ
返済できる
から

と、

安易に消費者金融に手を出したり、クレジットを無計画に利用することで、借金が雪だるま式に増えてしまい、「多重債務」状態になってしまうケースが後を断ちません。多重債務者の中には職場や参加している団体活動の中で使い込みをしたり、夜逃げや自殺など深刻な状況に陥る人もいます。身に余る借金は自分のみならず、家族・肉親をも不幸にします。

多重債務者にならないための5か条

- 自問してください。本当に必要なお金(もの)ですか?
- 自問してください。今すぐに必要なお金(もの)ですか?
- 金利はどれくらいかかりますか?
- 自分の収入だけできちんと返済できるものですか?
- 借金返済のための借金は厳禁!



資金業者とのトラブルなどのお問い合わせは…

●日本資金業協会
TEL 0570-051-051
月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 9:00～17:30

グレーゾーン金利には支払い義務はありません

15～20%超、29.2%以下の金利部分はグレーゾーンといい、無効であり支払う義務はありません。該当する金利で契約している場合はまず、相談しましょう。(ただし、現在の法律では支払いが有効とされる場合もありますので、注意が必要です。)